

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科病院報告要領

第一章 総 則

第一節 目 的

この要領は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）の施行に伴い、精神科病院（精神病床を有する病院を含む。）管理者からの報告、申請、届出及び願について必要な様式を定め、かつ、当該病院管理者が都知事等に対して報告などに係る事務を的確かつ円滑に処理するため必要な事項等について定めるものとする。

なお、この要領に定められていない法令等による報告、申請、届出及び願等については、当然この要領によらず、厚生労働省が提示した様式により行われるものとする。

第二節 報告、申請、届出及び願の種類

報告、申請、届出及び願の種類は次のとおりとし、その様式を定めることとする。

- 1 精神科病院の管理者の届出
- 2 措置入院者異動報告書
- 3 措置入院者在院報告書
- 4 措置入院者変更報告書
- 5 措置入院者転院願
- 6 措置入院者死亡報告書
- 7 措置入院者事故報告書
- 8 医療保護入院者変更報告書
- 9 医療保護入院者の入院届総括表
- 10 医療保護入院者の定期病状報告総括表
- 11 措置入院者の定期病状報告総括表
- 12 無断退去者探索保護願
- 13 無断退去者報告書
- 14 無断退去者帰院報告書
- 15 措置入院者仮退院許可申請書
- 16 措置入院者再入院報告書

第二章 様 式

第一節 報告、申請、届出及び願の様式

- 1 精神科病院の管理者の届出
法第 26 条の 2 に規定する精神科病院管理者から都知事に対する届出は、別記第 1 号様式による。
- 2 措置入院者異動報告書
法第 29 条に規定する措置入院者の異動に対する報告は、別記第 2 号様式による。

- 3 措置入院者在院報告書
法第 29 条に規定する措置入院者の在院者に対する報告は、別記第 3 号様式による。
- 4 措置入院者変更報告書
法第 29 条に規定する措置入院者の変更に対する報告は、別記第 4 号様式による。
- 5 措置入院者転院願
法第 29 条に規定する措置入院者の転院に対する願は、別記第 5 号様式による。
- 6 措置入院者死亡報告書
法第 29 条に規定する措置入院者の死亡に対する報告は、別記第 6 号様式による。
- 7 措置入院者事故報告書
法第 29 条に規定する措置入院者の事故に対する報告は、別記第 7 号様式による。
- 8 医療保護入院者変更報告書
法第 33 条第 1 項及び第 2 項に規定する医療保護入院者に係る事項の変更に対する報告は、別記第 8 号様式による。
- 9 医療保護入院者の入院届総括表
法第 33 条第 1 項及び第 2 項に規定する医療保護入院者に係る届出の総括表は、別記第 9 号様式による。
- 10 医療保護入院者の定期病状報告総括表
法第 38 条の 2 に規定する精神科病院管理者から都知事に対する報告は、別記第 10 号様式による。
- 11 措置入院者の定期病状報告総括表
法第 38 条の 2 に規定する精神科病院管理者から都知事に対する報告は、別記第 11 号様式による。
- 12 無断退去者探索保護願
法第 39 条に規定する自傷他害のおそれのある無断退去者の探索を所轄警察署長に求める様式は、別記第 12 号様式による。
- 13 無断退去者報告書
法第 39 条に規定する自傷他害のおそれのある精神障害者の無断退去に対する報告は、別記第 13 号様式による。
- 14 無断退去者帰院報告書
無断退去していた法第 39 条に規定する無断退去者の帰院に対する報告は、別記第 14 号様式による。
- 15 措置入院者仮退院許可申請書
法第 40 条に規定する精神科病院の管理者から都知事に対する仮退院許可申請は、別記第 15 号様式による。
- 16 措置入院者再入院報告書
法第 40 条に規定する仮退院していた措置入院者の再入院に対する報告は、別記第 16 号様式による。

第二節 報告、申請、届出及び願の事務処理

1 精神科病院の管理者の届出

(1) 届出内容

この届出は、法第 26 条の 2 の規定により、入院中の精神障害者であつて、法第 29 条第 1 項の要件（措置入院）に該当すると認められるものから退院の申出があつたときに行うものである。

(2) 届出の形式及び届出の様式

届出は文書とし、その届出の様式は、別記第 1 号様式によること。

(3) 届出の提出時期及び提出先

届出は、直ちに、最寄りの保健所長を経て都知事に提出すること。

(4) 報告書の記入方法

病状の概要欄の現在の症状については、精神障害に基づく自傷他害の問題行動の事実行為を明確に記載すること。

(5) 留意事項

問題行動の事実が無く、単に自傷他害のおそれがあるから届け出るといふものは認められない。また、病院が精神障害者の処遇に困るなどの理由から強制退院をさせる場合等に行うものでもない。

なお、原則、届出を行うケースについては、医療保護入院では、病院側が入院治療の必要性を説明しても同意者から同意が得られない場合、任意入院では、本人から退院の申出があつた場合に行われるものである。ただし、任意入院の場合、本人の医療及び保護を図るための必要な措置（退院制限等）を講じることなく届出を行うことは認められるものではない。

2 措置入院者異動報告書

(1) 報告内容

この報告は、毎月における措置入院者の入院及び退院に関する類別の異動状況について月報として行うものである。なお、異動のない場合も、その旨を記し報告を要するものである。

(2) 報告の形式及び報告書の様式

報告は文書とし、報告書の様式は、別記第 2 号様式によること。

(3) 報告書の提出時期及び提出先

報告書は、当該月分について翌月 5 日以内に、直接東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課（以下「精神保健医療課」という。）に必着するよう提出すること。

(4) 報告書の記入方法

ア 「入院」、「退院」及び「仮退院中の本退院」、「無断退去中の本退院」欄中には、そのうち該当事項に異動日を算用数字で記入すること。

イ 「許可（承認）番号、仮退院期間、転院先（前）病院名、死因等記入欄」には、そのうち該当するものについて記入するとともに、新入院については、文書番号、また、緊急入院を経て措置入院となったものは、緊急入院日をそれぞれ記入するとともに、その説明、参考事項の記入に使用すること。

ウ 緊急措置入院者は、本診察により措置入院が決定した日を措置入院者の入院日とすること。

エ 「仮退院中の本退院」欄は、仮退院期間満了に伴い本退院の手続きをした者で記載日は、仮退院期間満了の日の翌日とすること。（例；仮退院期間が、平成 14 年 12 月 5 日から平成 15 年 1 月 4 日までの場合は、本退院は、平成 15 年 1 月 5 日とする。）

オ 最下欄の「月末現在措置入院者数」とは、当該月の末日の午後 12 時現在における措置入院者（在籍者）数のことで、当然に仮退院中の者、及び無断退去中の者を含め、この内訳として「A 在院者数」（当該月に病院に入院していた数）と、「B 無断退去者数」（当該日時現在無断退

去中の入院者の総数)、及び「C 仮退院者数」(当該日時における仮退院者の中の者の総数)を記載すること。

カ 諸報告記載の日時と措置入院者異動報告書記載の日付が一致すること。

キ 「転入院」欄、及び「転(出)院」欄に記載を要する場合は、次の2種類がある。

(ア) 合併症が発生する等、新たに転院理由が発生し、転院許可を得て転入院、転(出)院する場合。

(イ) 合併症が治癒した等、転院理由が消失し、元の病院に戻る場合(「措置入院者転院願」の提出を要する。)

ク チェック方法

(ア) 在院数のチェック方法

前月末現在に新入院数、再入院数、帰院数等を加算し、仮退院数、転出院数、無断退去数、本退院数、死亡数等を減算すると、当月末現在在院数と一致する。

(イ) 在籍者数のチェック方法

前月末現在在院数(前月末における在院数、仮退院数、無断退去数の合計)に新入院数、転入院数を加算し、本退院数、死亡数、仮退院中の本退院数、無断退去中の本退院数を減算すると、月末現在措置入院数(A 在院者数、B 無断退去者数、C 仮退院者数の合計数)に一致する。

(ウ) 仮退院のチェック方法

前月末仮退院数に当月中新たに仮退院させた数を加算し、再入院数と仮退院中の本退院数を減算すると、月末現在仮退院に一致する。

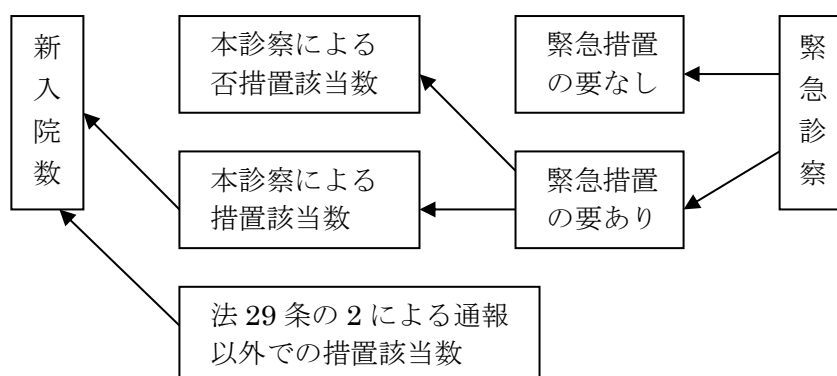
(エ) 無断退去のチェック方法

前月末無断退去数に当月中新たに無断退院させた数を加算し、帰院数と無断退去中の本退院数を減算すると、月末現在無断退去数に一致する。

(オ) 転院者数のチェック

転入院数と転(出)数と一致する。

(カ) 新入院のチェック方法



3 措置入院者在院報告書

(1) 報告内容

この報告は、毎月における措置入院者の在院状況について月報として行うものである。なお、在院者がいない場合も報告を行うものとする。

(2) 報告の形式及び報告書の様式

報告は文書とし、報告書の様式は、別記第3号様式によること。

(3) 報告書の提出時期及び提出先

報告書は、当該月分について翌月5日までに、直接精神保健医療課に必着するよう提出すること。

と。

(4) 記入に際しての留意事項

- ア 転入院者の場合は、転入年月日欄に記載すること。
- イ 外国人の場合は、備考欄に国籍を記入すること。

4 措置入院者変更報告書

(1) 報告内容

この報告は、次に掲げる措置入院者の身分等に関する事項に変更があったときに行うものである。従って、報告を要するものとしては、これらの事項について事実上の変更があった時はもちろん、不明であったりしたものが判明したときなど、その原因のいかんにかかわらず従前と相違することとなった場合一切を含むものである。

ア 措置入院者自身に関する事項

- (ア) 氏名
- (イ) 本籍
- (ウ) 住所
- (エ) 生年月日
- (オ) 病名

イ 家族等に関する事項

- (ア) 氏名
- (イ) 住所
- (ウ) 措置入院者との続柄

(2) 報告の形式及び報告書の様式

報告は文書とし、その報告書の様式は、別記第4号様式によること。

(3) 報告書の提出時期及び提出先

報告書は、報告事項に変更のあった事が判明次第、すみやかに直接精神保健医療課に提出すること。

(4) 報告書の記入方法

- ア 「変更前」及び「変更後」欄は、「住所何々」とか「病名何々」というように変更項目をまず表示し、それから変更内容を記入すること。
- イ 同一措置入院者につき二項以上の変更がある場合でも、同一欄に一括記入すること。
- ウ 家族等に関する事項で変更があった場合は、「変更前」及び「変更後」欄に変更事項を記入すること。
- エ 「備考」欄には、変更事項についてその理由及び説明などをする必要がある場合に適宜記入すること。

5 措置入院者転院願

(1) 願の内容

この願は、入院している措置入院者が、合併症治療などの理由により転院を必要とする場合に行うものとする。

(2) 願の形式及び願の様式

願は文書とし、その願の様式は、別記第5号様式によること。

(3) 願の提出時期及び提出先

- ア 願は、直接精神保健医療課に提出すること。
- イ 予め転院日や転院先が決定（予定）している場合には、願の提出に先立ち、精神保健医療課にファックスにて送信すること。この場合には、願の原本は5日以内に直接精神保健医療課に

必着するように提出すること。

6 措置入院者死亡届報告

(1) 報告内容

この報告は、措置入院者が死亡したときに行うものとする。ただし、措置入院者が事故死である場合は、この報告書の他に（事故）に基づく措置入院者事故報告書もあわせて提出すること。

(2) 報告の形式及び報告書の様式

報告は文書とし、その報告書の様式は、別記第6号様式によること。

(3) 報告書の提出時期及び提出先

報告書は、死亡後5日以内に直接精神保健医療課に必着するよう提出すること。

(4) 行政庁の措置

調査の必要が認められる場合には、精神保健医療課から東京都福祉局医療政策部医療安全課（以下「医療安全課」という。）に報告を行い、合同で立入調査を行うものとする。

7 措置入院者事故報告

(1) 報告内容

この報告は、措置入院者の事故死及び傷害事件等措置入院者が関係する重大な事故、事件が発生したとき及びそのてん末について行うものとする。

なお、事故・事件の性格、程度により、報告の必要性の有無について疑義のあるときは、精神保健医療課と連絡のうえ遺憾のないように期すること。

(2) 報告の形式及び報告書の様式

ア 報告は文書とし、その報告書の様式は、別記第7号様式によること。しかし、事故・事件が発生したときは、まず電話によってその概要を報告する。

イ 報告書の内容については、事故・事件の発生状況、発生原因、応急処置、家族等との連絡、警察への届け出、事故処理等について、具体的かつ詳細にわたり、記述すること。

なお、この要領で定める様式では、詳細にわたり記述することが困難である場合には、当該様式によらない適宜なものにしても差し支えないものとする。

(3) 報告書の提出時期及び提出先

事故・事件の発生報告については発生後、てん末報告については解決後遅滞なく、直接精神保健医療課に必着するよう提出すること。

なお、事故・事件の解決及び処理が即時に終了したときのような場合は、発生てん末を同一報告により行ってもよいものであること。

(4) 行政庁の措置

調査の必要が認められる場合には、精神保健医療課から医療安全課に報告を行い、合同で立入調査を行うものとする。

8 医療保護入院者変更報告書

(1) 報告内容

この報告は、法第33条第1項及び第2項の規定による医療保護入院者に関する事項に変更があったときに行うものである。

(2) 報告の形式及び報告書の様式

報告は文書とし、その報告書の様式は、別記第8号様式によること。

(3) 報告書の提出時期及び提出先

報告書は、報告事項に変更のあった事が判明次第、速やかに直接精神保健医療課に提出すること。

(4) 報告書の記入方法

ア 「変更前」及び「変更後」欄は、変更事項の該当するものに○をし、それから変更内容を記

入すること。

イ 当該入院者及び家族等に係る氏名等に関する事項について変更があった場合は、「変更前」及び「変更後」欄にそれぞれ新旧の氏名等を記入すること。

ウ 「備考」欄には、変更事項についてその理由及び説明をする必要がある場合に適宜記入すること。

9 医療保護入院者の入院届総括表

(1) 報告内容

この報告は、法第 33 条第 7 項に規定する精神科病院の管理者から知事に対して、同法第 33 条第 1 項及び第 2 項の規定による医療保護入院者の入院届の提出に付随して行うものである。

なお、入院届の提出の有無にかかわらず毎月提出するものである。

(2) 報告の形式及び報告書の様式

報告は文書とし、その報告書の様式は、別記第 9 号様式によること。

(3) 報告書の記入方法

入院届被提出者氏名等の欄の記入は、入院順とする。

(4) 報告書の提出期限及び提出先

報告書は、当該月分について翌月 5 日までに、直接精神保健医療課に必着するよう提出すること。

10 医療保護入院者の定期病状報告総括表

(1) 報告内容

この報告は、法第 38 条の 2 に規定する精神科病院の管理者から知事に対して、医療保護入院者の定期病状報告に付随して行うものである。

なお、定期病状報告書の提出の有無にかかわらず毎月提出すること。

(2) 報告の形式及び報告書の様式

報告は文書とし、その報告書の様式は、別記第 10 号様式によること。

(3) 報告書の記入方法

定期病状報告被提出者氏名等の欄の記入は、入院順とする。

(4) 報告書の提出期限及び提出先

報告書は、当該月分について翌月 5 日までに、最寄りの保健所を経由して精神保健医療課に必着するよう提出すること。なお、定期病状報告書を提出する際は、入院順に綴ること。

11 措置入院者の定期病状報告総括表

(1) 報告内容

この報告は、法第 38 条の 2 に規定する精神科病院の管理者から知事に対して、措置入院者の定期病状報告に付随して行うものである。

なお、定期病状報告書の提出の有無にかかわらず毎月提出すること。

(2) 報告の形式及び報告書の形式

報告は文書とし、その報告書の様式は、別記第 11 号様式によること。

(3) 報告書の記入方法、報告書の提出期限及び提出先については、前項と同様である。

12 無断退去者探索保護願

(1) 保護願の内容

この保護願は、法第 39 条に規定する入院中の者で自傷他害のおそれのある無断退去者に対する措置であり、必ず探索及び保護の依頼を行わなければならないものとする。

(2) 保護願の形式及び保護願の様式

保護願は文書とし、その保護願の様式は、法第 39 条に規定する必要事項を通知できるよう、別記第 12 号様式によること。

(3) 保護願の提出時期及び提出先

自傷他害のおそれのある入院者の無断退去が判明後、病院等周辺の探索等を行うのと同時に所轄の警察署長に探索及び保護の依頼を行わなければならないものとする。

13 無断退去者報告書

(1) 報告内容

この報告は、自傷他害のおそれのある入院者が病院から無断で退去したときに行なうものとする。なお、この報告を要する場合は、前項に基づき、必ず無断退去者の探索保護依頼を所轄の警察署長に対し行わなければならないものとする。

(2) 報告の形式及び報告書の様式

報告は文書とし、その報告書の様式は、別記第 13 号様式によること。ただし、無断退去後まず電話等によってその旨を報告するものとする。

(3) 報告書の提出時期及び提出先

報告書は、無断退去後 5 日以内に直接精神保健医療課に必着するよう提出すること。

14 無断退去者帰院報告

(1) 報告内容

この報告は、前項の報告書を提出した者について、これを発見し、又は自発的に帰ってくるなどして、病院に収容したときに行うものとする。

(2) 報告の形式及び報告書の様式

報告は文書とし、その報告書の様式は、別記第 14 号様式によること。

(3) 報告書の提出時期及び提出先

報告書は、収容後 5 日以内に直接精神保健医療課に必着するよう提出すること。

15 措置入院者の仮退院許可申請書

(1) 申請内容

この申請は、法第 40 条の規定により指定医の診察の結果、措置入院者の症状に照らしその者を一時退院させて経過を見ることが適当であると認められる場合に、6 ヶ月を超えない期間に限り仮に退院させるために行うものである。

(2) 申請の形式及び申請書の様式

申請書は文書とし、その申請書の様式は、別記第 15 号様式によること。

(3) 申請書の提出時期及び提出先

申請は、仮退院を予定する日の 10 日前までに行うものとし、申請書は、直接精神保健医療課に必着するよう提出すること。ただし、家族の不幸で一時家庭に帰す場合など急を要する場合には、申請書の提出に先立ち、速やかに精神保健医療課にファックスにて送信すること。この場合には、申請書の原本は 5 日以内に直接精神保健医療課に必着するよう提出すること。

(4) 留意事項

仮退院により、家族の不幸で一時家庭に帰す必要があるときなどは、看護師等を付き添わせるなど患者が事故を起こさないよう配慮すること。

16 措置入院者再入院報告書

(1) 報告内容

この報告は、法第 40 条の規定により仮退院していた措置入院者が仮退院期間を終了し、再入院した場合に行うものである。

- (2) 報告の形式及び報告書の様式
報告書は文書とし、その報告書の様式は、別記第 16 号様式によること。
- (3) 報告書の提出時期及び提出先
報告書は、再入院後 5 日以内に直接精神保健医療課に必着するよう提出すること。

附 則
この要領は、昭和 39 年 7 月 6 日から適用する。

附 則
この要領は、昭和 63 年 7 月 1 日から適用する。

附 則
この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要領は、平成 15 年 8 月 1 日から適用する。

附 則
この要領は、平成 16 年 8 月 1 日から適用する。

附 則
この要領は、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

附 則
この要領は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

附 則
この要領は、平成 18 年 12 月 23 日から適用する。

附 則
この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年7月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の日から令和5年6月30日までの間、第2章第2節中「福祉局」または「保健医療局」とあるのは、「福祉保健局」とする。